

令和8年度 第1回 四條畷市下水道事業経営審議会資料

「下水道事業会計について」

令和8年9月18日(金)

●目次

- (1) 独立採算制の原則
- (2) 雨水公費・汚水私費の原則
- (3) 雨水・汚水負担の財源イメージ
- (4) 下水道事業会計の仕組み
- (5) 下水道事業会計の収支のイメージ
- (6) 下水道事業経営戦略の策定
- (7) 答申書の付帯意見

1. 下水道事業会計について

(1) 独立採算制の原則

下水道の経営は、地方公営企業法等によって独立して採算をとっており、経営に必要となる費用は、使用者からいただく下水道使用料の収入でまかなうこととされています。この経営の方法を一般的に独立採算制といいます。

地方公営企業法 第17条の2 第2項

(経費の負担の原則)

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

地方財政法 第6条

(公営企業の経営)

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

1. 下水道事業会計について

(2) 雨水公費・污水私費の原則

雨水処理に係る経費



公費（一般会計）が負担

自然現象による雨水を排除することについては、受益者の特定ができないことから使用料で賄うのは不適當。

污水処理に係る経費



私費（使用料）が負担

污水を排出する人が特定されていたり、下水道を利用して生活ができるという利益を受けている人が特定されている。

【「平成17年度今後の下水道財政の在り方に関する研究会」報告書（H18年）-下水道財政の現状と公費負担についての考え方】より
総務省が中心となり、学識経験者や地方自治体の関係者などの有識者で構成された研究会での報告書

1. 下水道事業会計について

(3) 雨水・污水負担の財源イメージ

○雨水公費・污水私費の原則に従い、雨水に係るものは全額基準内繰入金で賄っている。

○污水处理費のうち、本来全額私費負担とすべき経費を使用料で賄えず、不足する費用を基準外繰入金で賄うことが可能である。

污水处理経費		雨水処理経費	
費用	私費負担分（污水处理に係る経費）	公費負担分 高度処理費に要する経費 下水の規制に関する事務 に要する経費 など	公費負担分 雨水に係る経費
財源	下水道使用料	基準外繰入金	基準内繰入金
		一般会計繰入金	

1. 下水道事業会計について

(4) 下水道事業会計の仕組み

下水道事業会計は下記の3つの財布に分かれている。

施設の維持管理などに係る取引



収入：下水道使用料など
支出：維持管理費や動力費など

収益的収支で得た資金
・利益など



下水道施設の更新等に係る取引



収入：補助金や借入金など
支出：更新工事費や償還金など



不足分を補てん

将来下水道施設を更新するための貯金

1. 下水道事業会計について

(4) 下水道事業会計の仕組み

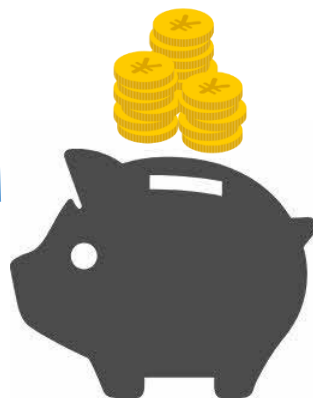
家計簿に置き換えてみると・・・

日々の生活を送るための財布



収入：給料・ボーナスなど
支出：食費・光熱費など

生活で余ったお金



貯金口座

家や車などを購入するための財布



収入：銀行からの借入など
支出：住宅ローンの返済や車の購入費など

購入費やローン返済
に充てる

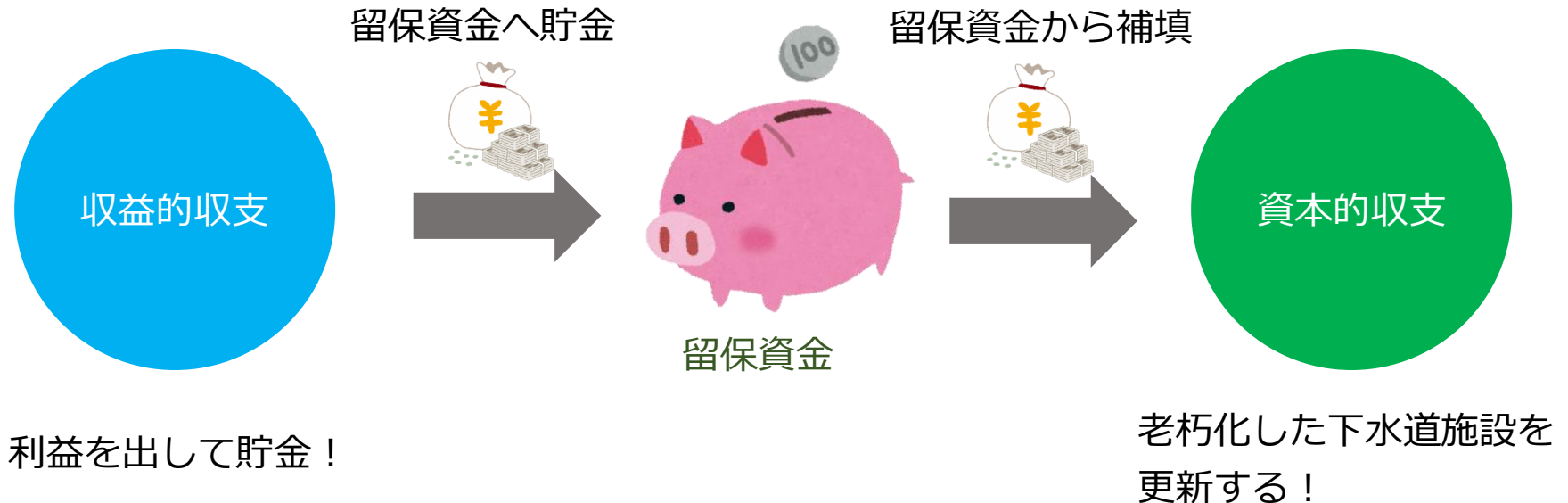


1. 下水道事業会計について

(4) 下水道事業会計の仕組み

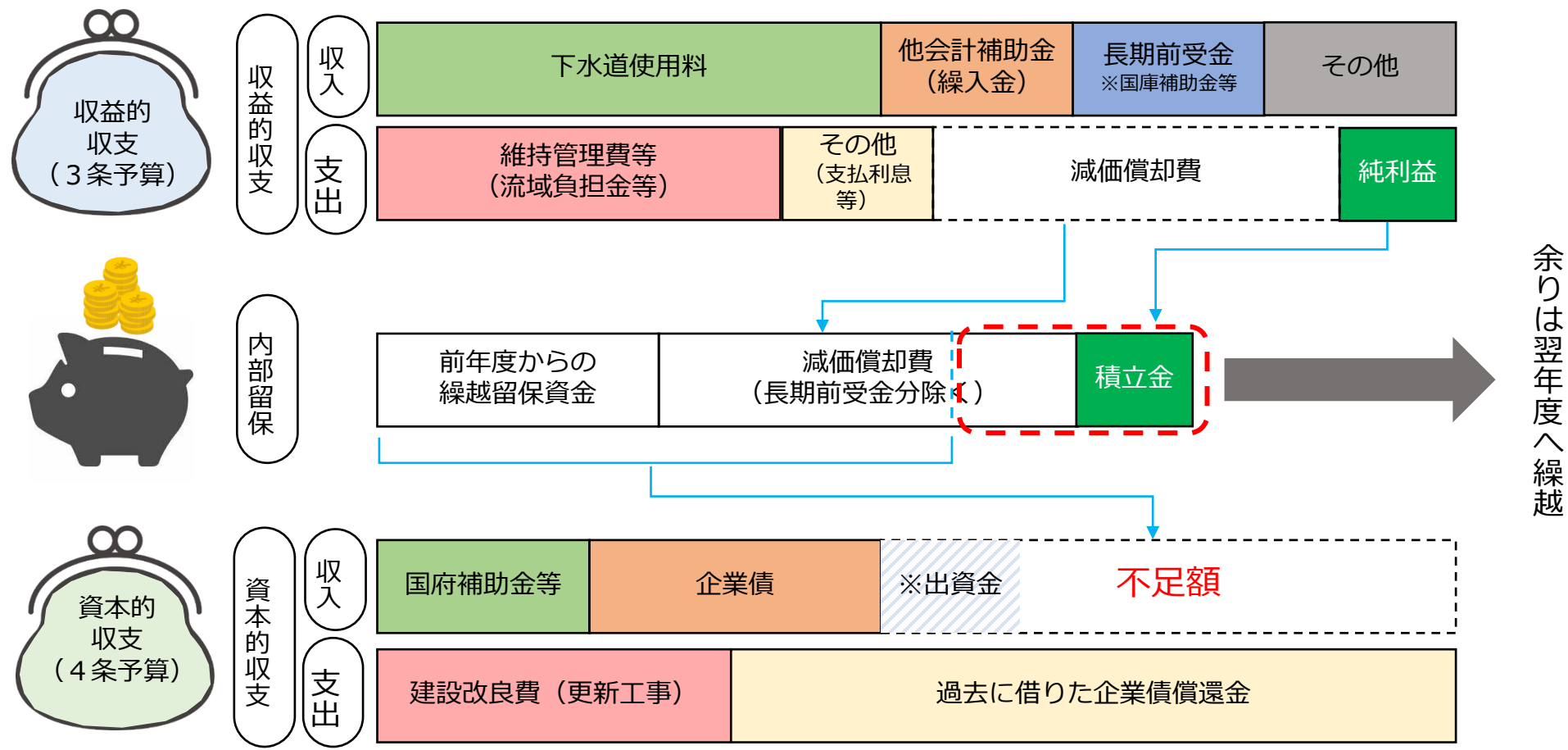
下水道事業の会計は、収益的収支と資本的収支の2つでそれぞれに役割がある。

利益を出して貯金をする役割の「収益的収支」と、下水道施設の工事をする役割の「資本的収支」がそれぞれの役割を持ち、2つが1組となって運営している。



1. 下水道事業会計について

(5) 下水道事業会計の収支のイメージ



※本市では、平成27年度（2015年度）から令和5年度（2023年度）までの9年間、一般会計から出資金を受け入れており、累積13億7千万円となっています（今後返還予定）。

1. 下水道事業会計について

(6) 下水道事業経営戦略の策定

令和元年に策定した下水道事業経営戦略を審議会に諮り改定

合計 5 回の審議会を開催し、経営戦略の内容の確認とともに、経営状況についての答申書が提出された

計画期間：令和 6 年度～令和 1 5 年度（1 0 年間）

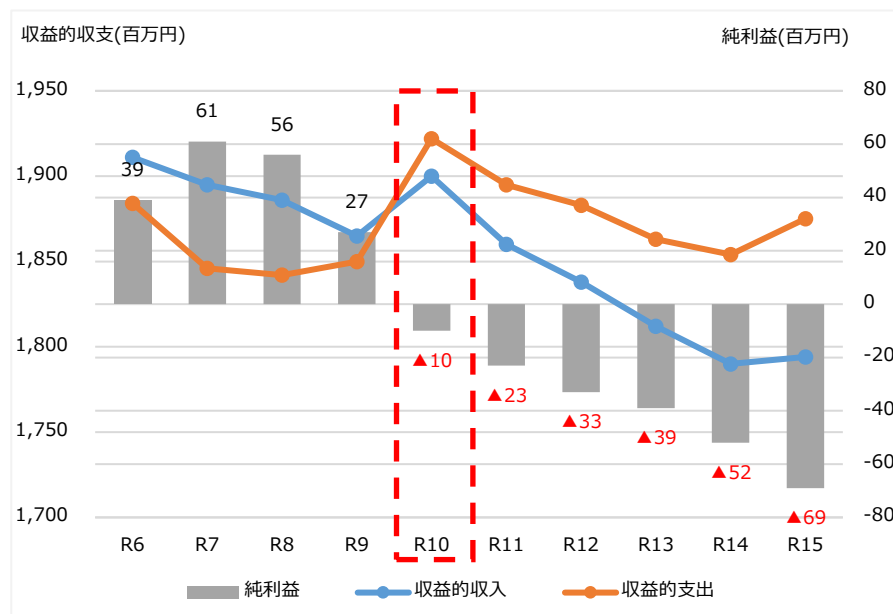
経営戦略策定までの審議会開催経過	令和 6 年	7 月 1 7 日	第 1 回審議会	・ 諮問書の提出について ・ 下水道事業等の概要と状況について ・ 下水道事業会計の概要と状況について
		9 月 2 0 日	第 2 回審議会	・ 将来の事業環境と経営の基本方針について ・ 投資・財政計画について
		1 1 月 2 2 日	第 3 回審議会	・ 経営改善に向けた取組について ・ 経営戦略の素案について
		1 2 月 1 8 日	第 4 回審議会	・ 経営戦略の原案について ・ パブリックコメントの実施について ・ 答申書（案）について
	令和 7 年	1 月 1 5 日～ 2 月 1 4 日	パブリックコメントの実施	
		2 月 2 0 日	第 5 回審議会	・ パブリックコメントの結果について ・ 経営戦略の案について
		3 月 6 日	答申書の提出	

1. 下水道事業会計について

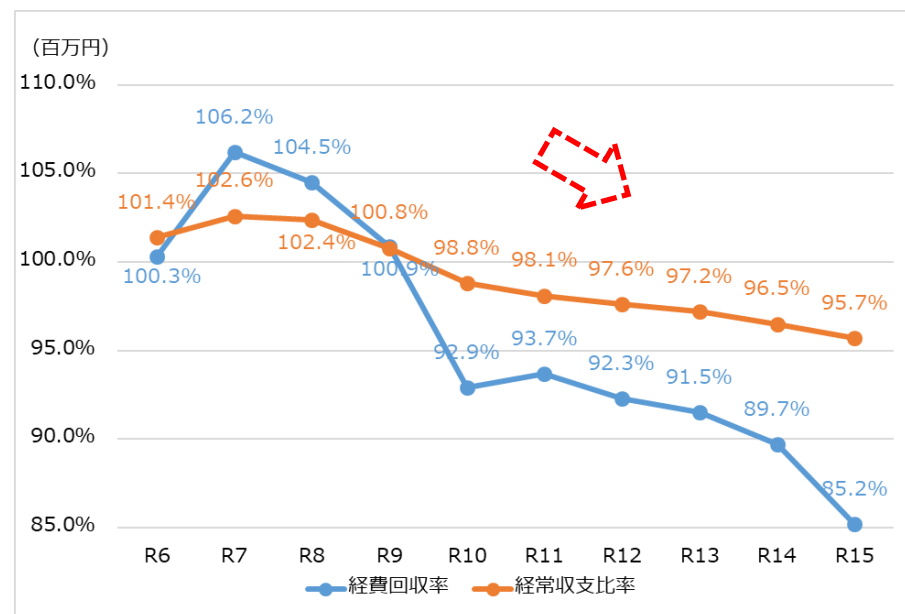
(6) 下水道事業経営戦略の策定

【経営戦略の主なトピックス】

<収益的収支において収支ギャップの発生>



<経営指標の悪化>



<経営目標の設定>

経営指標	実績値	目標値		
	R5	R6	R10	R15
経常収支比率	103.8%	100%以上	100%以上	100%以上
経費回収率	107.3%	100%以上	100%以上	100%以上
水洗化率	99.2%	99.2%	99.2%	99.3%

1. 下水道事業会計について

(7) 答申書の付帯意見

1. 持続可能な下水道機能の確保

四條畷市ではこれまでも「四條畷市下水道ストックマネジメント計画（令和5年度策定）」に基づき下水道施設の点検・調査に取り組んできました。今後、耐用年数に近づいていく施設は増加する見込みであることから、定期的な点検・調査を行い、計画的な修繕・改築を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減と安心安全なインフラ機能の維持に努めていただきたい。



- スtockマネジメント計画に基づき、耐用年数での改築ではなく、点検調査により対策が必要となった施設から計画的に改築等を実施。

	R3	R4	R5	R6	R7
点検調査延長	3.3 k m	2.4 k m	2.0 k m	5.3 k m	4.6 k m
費用	8.4百万円	3.4百万円	3.2百万円	3.5百万円	7.1百万円

改築延長	0.50 k m	－	0.13 k m	0.08 k m	0.04 k m
費用	107.8百万円	－	18.6百万円	22.8百万円	8.6百万円

1. 下水道事業会計について

(7) 答申書の付帯意見

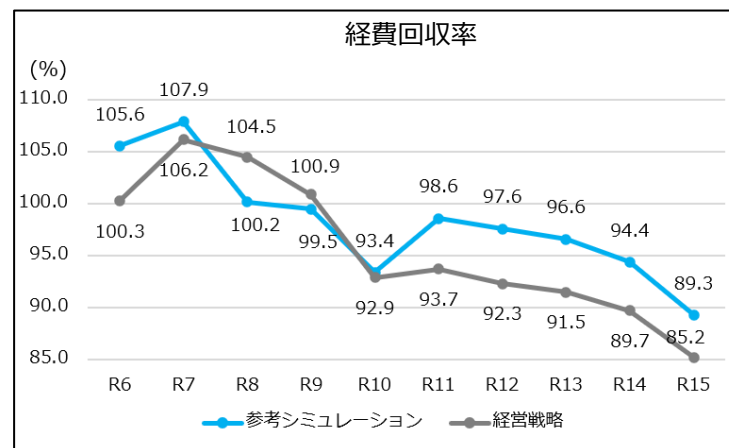
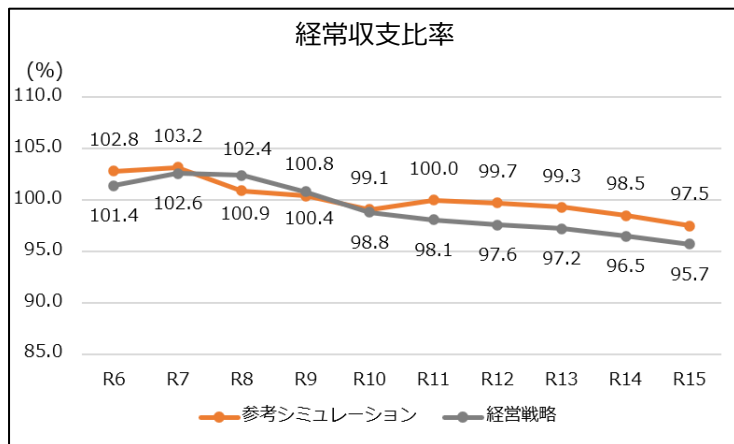
3. 適正な使用料水準の検討

現在の使用料水準を維持した場合、有収水量の減少に伴う使用料収入の減少や、物価高騰等に伴う費用の増加の影響により、経営戦略の計画期間内での収支均衡が図れず経費回収率の悪化が見込まれることから、令和10年度までに使用料改定の必要があるという意見となりました。

今後、使用料の改定について検討を進めていく際は、人口減少や物価高騰の状況など下水道事業経営を取り巻く環境を的確に把握し、使用料水準の検討を行っていただきたい。



- 令和7年度の審議会では、令和6年度の決算状況及び決算状況や耐震化事業などを新たに見込んだ収支の参考シミュレーションを報告。



- 今後の審議会では、事業環境の変化などをより精査したシミュレーションを実施し、使用料水準の検討を進める予定